

生徒心得

本校生徒は、先に掲げた教育目標の精神をよく理解し、以下に示す規則を守り、南平高校生として心身共に健康で充実した高校生活が送れるよう、努力すること。

1. 学校生活全般

- ① 常に明朗な挨拶、はっきりとした受け答えを心がける。
- ② 時間を守り、けじめのある生活を送る。
- ③ 学習の場にふさわしい校舎内外の環境を保つ。
- ④ 教科はもとより、部活動・学校行事等に積極的に参加し、自分の可能性を引き出す。
- ⑤ 飲酒・喫煙・暴力・賭博・不正行為・薬物乱用等は、厳禁する。
- ⑥ 原則としてアルバイトは認めない。

2. 服装

- (1) 授業日・休業日を問わず、登下校・校内・学校行事では本校指定の校服を着用する。
- (2) 常に本校の生徒としての自覚を持ち、清潔・質素・端正を心がける。

① 校服

男子 プレザー・ズボン、ネクタイ（共に指定のもの）、白無地ワイシャツ

女子 プレザー・スカート（紺色）、ズボン、ネクタイ、リボンタイ（共に指定のもの）、白無地ワイシャツ

- ② 夏季の服装（6月1日～9月30日、移行期間は前後2週間）

- a. 男女とも、プレザー、ネクタイ・リボンタイを着用しなくてもよい。

曾祖父母・伯（叔）父・伯（叔）母・甥・姪・いとこ……………1日

4. 施設の利用

校内の諸施設は公共の財産である。末永く、後輩も気持ちよく使えるよう、常に丁寧に利用する。特にいたずら書き等を一切しない。

- ① 上履、下履、体育館履の区別をきちんとする。
- ② 体育館内に入る場合は、必ず体育館履を着用するか、素足になる。使用後には清掃をする。
- ③ 体育館内や部室内での飲食は禁止する。
- ④ 部室の使用は基本的に放課後に限る。
- ⑤ 授業・部活動での更衣は、必ず更衣室を使用する。
- ⑥ ロッカーの使用は、各自責任をもって管理し、家庭学習に必要な教科書等は家に持ち帰る。
- ⑦ その他
更衣室、下駄箱、ロッカーの上等には私物を置かない。
- ⑧ プールについては別に定める。

以上の事項が守られないときは、施設使用の禁止を命ずる。

又、放置された私物は、事前に通告した後に処分する。

5. 掲示・印刷物

校内外における掲示・貼り紙・印刷物の配布などは、担任あるいは顧問と相談し、事前に生活指導部に届け、許可を受ける。

6. ホームルーム日直

ホームルーム日直は次の業務を行う。

- ① ホームルーム環境・美化の維持。

- b. 男女とも、指定の夏用ズボンと夏用スカートを着用してもよい。

- c. シャツは白無地ワイシャツとする。半袖でもよい。

- d. ベストは着用してもよい。ただし、色は白・黒・灰・紺・茶の無地とする。

- ③ 防寒上、着用するセーターは無地、色は黒・白・灰・紺・茶とする。ただし、その場合は必ずブレザー・ネクタイ・リボンタイを着用する。

- ④ 頭髪は、常に清潔を心がけ、パーマメント・着色等特別な加工をした髪型や、見苦しい髪型は認めない。

- ⑤ 指輪・ネックレス・イヤリング・ピアス等の装身具をつけたり、化粧したりすることは認めない。

- ⑥ 特別な事情でやむを得ず異装をする時は、学級担任を通じて所定の手続をとる。

3. 登下校

- ① 登校時より授業終了までは、原則として校外へ出ることはできない。

- ② 欠席の場合は、事前に学級担任に連絡する。

- ③ 遅刻の場合は、入室許可手続きをとる。ただし、考査時については、手続きをとらずに教室へ行く。

- ④ 早退の場合は、理由を明記し、学級担任に届け出る。

- ⑤ 自転車通学をする者は、担任を通し生活指導部に届け出る。

- ⑥ バイク・自動車での通学は認めない。

- ⑦ 忌引は、次の日数までとることができる。

父母……………7日

祖父母・兄弟姉妹……………3日

- ② 教材・教具の準備・片付け。

- ③ 授業後の黒板の清掃。

- ④ 放課後の教室・廊下の清掃点検・戸締り・消灯・火気等の点検。

- ⑤ 体育・特別授業で教室を空ける時の消灯、戸締り、火気の点検。

- ⑥ 日直日誌の記入。

7. 取扱店連絡先

- ① 制服関連 (株)ムサシノ商店 (ムサシノ学生服)

西八王子店 042-661-3939

立川店 042-527-8201

多摩店 042-373-3721

- ② 体育関連 サス・スポーツプロダクト

03-3233-3711

- ③ サンダル・校章

富士屋洋品店

042-592-6053

※校章の購入は希望者のみ